

令和3年2月25日

市立施設の利用及び市主催イベント等の制限について

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言が解除された場合の、市立施設の利用及びイベント等の開催は、下記のとおり取り扱います。

記

1 市立施設の午後9時以降の利用を制限します。

- ・午後9時の閉館を徹底します。
- ・午後9時をまたぐ利用区分については、午後9時までの利用は可能ですが、利用料金の減免は行いません。
- ・キャンセルを希望する場合は、全額還付します。

2 引き続き、市立施設は利用定員数50%を上限とします。

- ・定員数の上限50%を徹底します。
- ・利用する部屋等を変更する場合の、利用料の差額は徴収しません。
- ・キャンセルを希望する場合は、全額還付します。

3 市主催のイベント等は原則、延期または中止します。

- ・イベント等は単発で実施するものをいいます。

4 実施時期等

- ・令和3年3月1日（月）（予定）から令和3年3月7日（日）まで実施します。
- ・還付または利用する部屋の変更等の取扱は、令和3年3月7日（日）までに申請があった場合に限りです。
- ・「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン」等に基づき、「利用の禁止」となった場合の施設使用料は、全額返金します。

※ 緊急事態宣言が、令和3年3月1日（月）に解除されない場合は、解除された日から適用します。